

京都市告示第612号

京都市水路等管理条例第3条第1項の規定に基づき、水路等（同条例第2条第2号に規定する農業用水路等に限り、）を次のように変更及び廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成28年2月12日

京都市長 門川 大作

(変更する水路等（農業用水路等）)

整理番号	路線名	旧新別	起 終	点 点
1	羽束師水0034号	旧	伏見区羽束師古川町197番地地先	伏見区羽束師古川町199番地地先
		新	伏見区羽束師古川町197番地地先	伏見区羽束師古川町508番地地先

(廃止する水路等（農業用水路等）)

整理番号	路線名	起 終	点 点
1	羽束師水0156号	伏見区羽束師古川町566番地の77地先	伏見区羽束師古川町566番地の77地先
2	羽束師水0158号	伏見区羽束師古川町566番地の4地先	伏見区羽束師古川町566番地の4地先

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)